

バーゼル、欧米の対応

制度調査部
吉井 一洋

欧州は2007年1月、米国は2008年1月から適用

【要約】

バーゼル 最終規則適用に向けた各国の法整備が進んでいる。

欧州では、2007年1月1日から適用される。

米国では、2008年1月1日から、大手銀行を対象に適用される。中小金融機関については、別途、バーゼル1Aの適用が検討されている。

1. 欧州は2007年1月1日から適用

バーゼル 最終規則では、2006年末から、新しい自己資本比率規制を適用することとしている。これを受け、欧州では、バーゼル の実施に係るEU指令が2006年6月に公表されており、信用リスク・アセットの計算方法も、オペレーショナル・リスクの計算方法も、バーゼル の最終規則と同様の方法を用いることとしている。

EU指令は各国において法制化されるが、各国の解釈に大きな違いがないように、CEBS (Committee of European Banking Supervisors) が、調整を行うこととしている。CEBSはバーゼル 実施に係る欧州指令のQ&Aも公表している。

EUでは、2007年1月1日から適用される。

2. 米国の対応

一方、米国では、バーゼル の導入が難航している。米国では、バーゼル のうち、信用リスク・アセットの算出方法については先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスクについても、先進的手法を導入している銀行のみに適用することを予定している。したがって、バーゼル の適用対象となるのは上位10～20行に限られるものと思われる。当初は2004年6月に公表されたバーゼルの最終規則どおり2007年からの適用を予定していた。

しかし、国内規則の制定を2006年以降に遅らせ、バーゼル の適用を1年延期し2008年1月からとする旨が、2005年9月30日に規制当局 (FRS、FDIC、OCC) から公表された。これは、バーゼルの国内規則は、2004年末から2005年年初にかけて行われた影響度分析 (QIS4) の結果を分析してから制定した方がよいとの判断によるものである。

QIS4 では、バーゼル を適用した場合、参加した 26 行の平均で最低所要自己資本が現行よりも 12.5% 少なくすむとの結果が出た。そのため、バーゼル の適用対象ではない中小金融機関が、バーゼル の適用対象の銀行よりも競争上不利になるとして、議会から反対があった。そこで、バーゼル を適用する大手銀行と中小金融機関の最低所要自己資本の格差を縮小するため、現行規制を見直したバーゼル 1A を中小金融機関向けに導入することとした。

バーゼル 1A に関しては、2005 年 10 月に規則案を公表し、2006 年 1 月 18 日までコメントを集めた。バーゼル 1A では、信用リスク・アセットを算出する際のリスク・ウエイトを 5 分類から 9 分類(0、20、35、50、75、100、150、200、350) に細分化する、外部格付機関の格付けの利用を認める、担保・保証の有効範囲を広げる、住宅ローン債権、リテール向け債権、商業用不動産、中小企業向け債権の取扱いを見直す、クレジット・カード債権の早期償還を織り込む等の見直しが提案されている。それと共に銀行に対し一定の情報開示を求めている。オペレーショナル・リスクへの対応は求めている。